

函館市就労準備支援事業プロポーザル審査会設置要綱

(目的および設置)

第1条 函館市就労準備支援事業（以下「事業」という。）に係る事業者を選定するにあたり、公平公正かつ客観的な立場からの意見を徴し、プロポーザルによって事業者を評価および審査することを目的とするプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書およびプレゼンテーションの評価に関すること。
- (2) 提案者の審査および選考に関すること。
- (3) その他選考に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査会は次に掲げる審査委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 社会福祉関係者 3名
- (3) 就労支援機関関係者 1名

2 委員の任期は、所掌事項にかかわる協議が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により1名を定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として非公開とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、福祉事務所生活支援課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。